

報告第8号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見(別添)を付けて報告します。

令和3年9月3日提出

多可町長 吉田 一四

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和2年度 決算	早期健全化 基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	13.92	20.00	
②連結実質赤字比率	—	18.92	30.00	
③実質公債費比率	12.9	25.0	35.0	
④将来負担比率	22.1	350.0	—	

(備考) ①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和2年度 決算	経営健全化基準	備考
宅地造成事業特別会計	—	20.0	
水道事業特別会計	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	20.0	

(備考) 資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。

多 監 第 1 5 号
令和 3 年 8 月 2 3 日

多可町長 吉 田 一 四 様

多可町監査委員 池 田 和 史



多可町監査委員 大 山 由 郎



令和 2 年度多可町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算
審査意見書並びに令和 2 年度多可町健全化判断比率等に係る
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、
審査に付された令和 2 年度多可町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計
歳入歳出決算について、それぞれの決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査し
た結果、別紙のとおり意見を付する。

並びに、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第
1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び公営企業資金不足比率
について、その算定に基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙の
とおり意見を付する。

令和2年度多可町健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

		令和2年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率		—	13.92	20.0	
連結実質赤字比率		—	18.92	30.0	
実質公債費比率		12.9	25.00	35.0	
将来負担比率		22.1	350.0		
資金 不足 比率	下水道事業特別会計	—	20.0		
	水道事業特別会計	—	20.0		
	宅地造成事業特別会計	—	20.0		

(2) 個別意見

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、多可町は収支黒字で比率表示はない。今後もこの状態の維持に努められたい。

- ・実質公債費比率

3年間の平均で表される実質公債費比率は12.9%で、前年度に比べ2.6ポイント改善している。単年度の比率は、平成30年度16.2%、令和元年度11.0%、令和2年度11.5%となっており安定的に推移している。

これは、地方債償還計画による自然減に加え、前年度実施した繰り上げ償還により元利償還金が減少した影響が大きい。また公営企業や一部事務組合に係る準元利償還金の減少も比率の改善に寄与している。

しかしながら、今後、新ごみ処理施設整備事業負担金等の大型事業が控えていることに加えて、令和3年度から普通交付税は一本算定となることや令和2年度の国勢調査人口が反映されるなど標準財政規模の縮減が予想されることから、将来を見据えた指数値の推移に着目され、更なる財政の健全化と比率の抑制に努められたい。

・将来負担比率

前年度の30.5%から8.4ポイント改善し22.1%となった。これは、前年度と比較して将来負担額が9億4,677万7千円減少した一方、充当可能な基金が1億455万4千円増加していることが大きく影響している。また、将来負担比率の算定において分母となる標準財政規模から算入公債費等を除いた額については1億568万3千円の増となっており、分子となる実質的な将来負担額が4億6,911万2千円減少していることにより、結果として将来負担比率は22.1%となった。

主な内訳は、将来負担額で地方債残高が7億9,308万5千円の減、公営企業債等繰入見込額が2億5,599万3千円の減、これらに伴う起債残高への基準財政需要額算入見込みも5億7,096万円の減となった。今年度については大型の投資的事業がなく、地方債の現在高の減少などにより引き続き改善しているが、今後、新ごみ処理施設整備事業負担金等の大型事業が控えていることから将来の負担が増大してくる。更なる計画的な財政運営が必要となる。今後も、将来負担の軽減に努められたい。

・資金不足比率

当町の公営企業特別会計において、資金不足は発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

(3) まとめ

前年度までと同様に、実質連結赤字及び資金不足は生じておらず、かつ、他の比率も早期健全化基準を下回っている。

また、令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率及び将来負担比率は前年度と比べて改善された。財政指標における3年間の推移では、全般的には財政の健全化に向けて改善が進んでいることが見受けられる。

しかし、今後、更なる人口減少が予測され、普通交付税の合併算定替えによる特例措置の終了や新型コロナウイルス感染症の影響による税収減など一般財源の減少は避けられない状況の中、新ごみ処理施設整備事業負担金等のほか今後予定される大型事業などの経費の増加が見込まれていることから、事業計画の策定段階から積極的な連携を図り、適切な財政計画の立案及び計画に沿った財政運営が必要である。

引き続き、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種の財政分析指標にも注意

しながら、健全な財政運営が安定的、持続的に維持されるよう将来を見据えて、より一層効率的な行政運営に努められたい。